石川県警察職員の健康管理に関する訓令

平成8年9月1日 石川県警察本部訓令第8号

最終改正 令和3年2月1日石川県警察本部訓令第1号

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 健康管理体制(第6条-第13条)
- 第3章 健康診断(第14条-第24条)
- 第4章 メンタルヘルス (第25条-第27条の3)
- 第5章 健康管理指導区分の指定等(第28条-第34条)
- 第5章の2 過重労働対策 (第34条の2)
- 第6章 感染症に対する措置(第35条)
- 第7章 健康の保持及び増進(第36条・第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察職員(以下「職員」という。)の健康管理について必要な事項を定め、職員の健康の保持及び増進並びに勤務能率の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 職員の健康管理については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)その他の法令の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

(職員の義務)

第3条 職員は、この訓令に基づく健康管理上必要な措置に従うとともに、常に 自己の心身両面にわたる健康の保持増進に努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第4条 職員の健康管理に関する事務に従事する職員は、職務上知り得た個人の 病名・症状その他秘密にわたる事項を漏らしてはならない。その職務を離れた 後も、また同様とする。
- 2 前項に掲げる者は、職務上必要がある場合を除き、健康管理に関する記録を 他人に閲覧させてはならない。

(記録の管理と活用)

第5条 職員の健康管理に関する事務に従事する職員は、取り扱う各種記録の適 正な管理を行い、これを職員に対する健康の保持増進のために有効に活用しな ければならない。

第2章 健康管理体制

(総括健康管理者)

- 第6条 警察本部(以下「本部」という。)に総括健康管理者を置く。
- 2 総括健康管理者は、警務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括健康管理者は、次に掲げる事項を管理するものとする。
 - (1) 快適な職場環境づくりに関すること。
 - (2) 職員の健康管理に関する計画の立案及びその実施に関すること。
 - (3) 職員の健康の保持及び増進のための指導、教育に関すること。
 - (4) 職員の健康診断の実施及び実施結果に基づく事後措置に関すること。
 - (5) メンタルヘルスに関すること。
 - (6) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止に関すること。
 - (7) 職員及び職員以外の者が利用する施設について、受動喫煙(室内又はこれ に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)の防止 に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。 (健康管理責任者)
- 第7条 総括健康管理者の補助者として健康管理責任者を置く。
- 2 健康管理責任者は、警務部厚生課長の職にある者をもって充てる。 (健康管理担当者、健康管理担当補助者)
- 第8条 所属(本部の課、所、隊及び警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。) に健康管理担当者を置く。
- 2 健康管理担当者は、所属の次席、副隊長、副校長及び副署長の職にある者をもって充てる。
- 3 健康管理担当者は、所属長(所属の長をいう。以下同じ。)の指揮を受け、健 康管理に関する業務を行うものとする。
- 4 所属に健康管理担当者の事務を補助させるため健康管理担当補助者を置くことができる。この場合健康管理担当者は、警察本部の課長補佐及び警察署の課長等の中から健康管理担当補助者を指定するものとする。

(健康管理専従者)

- 第9条 警務部厚生課に健康管理専従者を置き、保健師又は看護師の資格をもった者をもってこれに充てる。
- 2 健康管理専従者は、健康管理責任者の命を受け、健康相談、衛生教育、保健指導その他健康管理に必要な業務を行うものとする。

(衛生管理者等)

- 第10条 職員数が50人以上の所属(警察本部庁舎内の所属は同一所属とみなす。 以下同じ。)に法第12条第1項の規定に基づく衛生管理者(以下「衛生管理者」 という。)を、職員数が50人未満の所属には、法第12条の2の規定に基づく衛生 推進者(以下「衛生推進者」という。)を置く。
- 2 職員数が200人を超える所属は、2人以上の衛生管理者を置くものとする。
- 3 衛生管理者は、所属長が所属の職員のうちから法第12条に定める衛生管理者 の資格を有する者等を選任する。

- 4 衛生管理者が2人以上選任される所属においては、そのうちの1人を主任衛生管理者とし、その他の衛生管理者を指揮するものとする。
- 5 衛生推進者は、所属長が所属の職員のうちから選任する。
- 6 衛生管理者及び衛生推進者(以下「衛生管理者等」という。)は、所属において、法第12条に定める次の各号に関し、衛生管理上必要な業務を行うものとする。
 - (1) 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。
 - (2) 執務環境の衛生上の調査に関すること。
 - (3) 執務条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
 - (4) 執務上の衛生保護具、救急用具等の点検整備に関すること。
 - (5) 衛生教育、健康相談等職員の健康保持に必要な事項に関すること。
 - (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。
 - (7) 職務上の記録の整備に関すること。
- 7 衛生管理者等は、業務に従事したときは、衛生記録(別記様式第1号)を記録するとともに、職員の健康に害を及ぼすおそれがあるものについては、健康管理責任者に報告して、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理医)

- 第11条 職員数が50人以上の所属に法第13条の産業医として、健康管理医を置く。
- 2 健康管理医は、警察本部長が委嘱する。
- 3 健康管理医は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (3) 衛生教育に関すること。
 - (4) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 健康管理医は、その職務を行うに当たり必要があると認めたときは、健康管理責任者に対して勧告し、又は健康管理担当者及び衛生管理者等に対して指導し、若しくは助言することができる。

(健康管理委員会)

- 第12条 全所属に、健康管理委員会(法第18条に規定する衛生委員会に相当するもの。以下「委員会」という。)を置くものとする。
- 2 委員会の委員は、次の者で構成し、所属長(本部庁舎については警務部長をいう。以下この条において同じ。)が組織する。
 - (1) 所属長又はそれに準ずる者
 - (2) 衛生管理者又は衛生管理者が設置されていない所属にあっては、衛生推進者
 - (3) 健康管理医又は健康管理医が設置されていない所属にあっては、必要に応じて健康管理専従者

- (4) 衛生に関し経験を有する者で所属長が認める者
- 3 所属長は、委員会を組織したときは、健康管理委員会設置報告書(別記様式 第2号)により速やかに総括健康管理者に報告しなければならない。
- 4 委員会は、法第18条第1項に規定する事項について、調査及び審議を行うものとする。
- 5 委員会は毎月1回以上開催し、その結果を健康管理委員会開催記録表(別記 様式第3号)に記載しておかなければならない。
- 6 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理室)

第13条 警察本部に設置する健康管理室に健康管理専従者を常時配置するとともに、定期又は随時に健康管理医による治療、健康相談を行うものとする。

第3章 健康診断

(健康診断の種別)

第14条 職員の健康診断は、定期健康診断、特別健康診断、臨時健康診断及び採 用時健康診断とする。

(健康診断の実施機関)

第15条 健康診断は、総括健康管理者が指定する医療機関又は検診機関(以下「医療機関等」という。)において実施するものとする。

(健康診断受診の義務)

- 第16条 職員は、次に掲げる者を除き、指定された期日又は期間内に健康診断を 受けなければならない。
 - (1) 休職又は長期療養 (療養期間が1か月以上) 中の者
 - (2) 妊娠している者
 - (3) 総括健康管理者がやむを得ない理由があると認めた者
- 2 職員は、前項第3号に掲げる理由により健康診断を受けることができなかったときは、速やかに医療機関等において健康診断を受け、その結果を証明する診断書その他の書類を総括健康管理者に提出しなければならない。

(定期健康診断)

- 第17条 定期健康診断は、全職員を対象として、少なくとも毎年1回次に掲げる 項目について実施するものとする。
 - (1) 既往歴及び業務歴の調査
 - (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - (3) 身長、体重、視力及び聴力の検査
 - (4) 胸部エックス線検査
 - (5) 血圧の測定
 - (6) 血液検査
 - (7) 尿検查
 - (8) 心電図検査
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、総括健康管理者が必要と認める検査
- 2 前項の場合において、人間ドック受診者は、これをもって替えることができ

る。

(特別健康診断)

第18条 特別健康診断は、別表1に掲げる特殊な業務に従事し、又は従事しようとする職員を対象として実施するものとする。

(臨時健康診断)

第19条 臨時健康診断は、総括健康管理者が健康管理上臨時に健康診断の必要があると認めた職員に対し、これを実施するものとする。

(採用時健康診断)

- 第20条 採用時健康診断は、新たに職員を採用するときに実施するものとする。 ただし、石川県人事委員会の行う試験に合格した者を採用するとき、又は総括 健康管理者がその必要がないと認めたときはこれを行わないことができる。
- 2 前項に定める採用時健康診断の実施項目は、警察本部長が別に定めるものとする。

(健康診断実施結果の通知)

- 第21条 健康管理責任者は、第14条に規定する健康診断の種別に従い、健康診断 結果を当該健康診断を受診した職員の所属長に通知するものとする。
- 2 所属長は、前項の通知内容を当該職員に通知するものとする。

(健康診断結果に基づく職員及び所属長の義務)

- 第22条 前条第2項による健康診断結果の通知により、要精密検査(以下「要精検」という。)又は要治療の指示を受けた職員は、速やかに所要の処置をしなければならない。
- 2 所属長は、前項の職員に対し、速やかに必要な精密検査又は治療を受けるよう指示し、その処置が受けられるよう勤務その他の環境に関する配意をしなければならない。

(健康管理システム)

- 第23条 健康管理責任者は、職員の要精検、要治療及び治療中該当者に係るデータを健康管理システムに登録し、第21条第1項に基づく通知を行うものとする。
- 2 前項による通知を受けた所属長は、必要な措置を講じた上、その措置状況を、 通知を受けた後おおむね1か月以内に健康管理システムを利用して総括健康管 理者に報告しなければならない。
- 3 健康管理システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。 (職員の死亡報告)
- 第24条 所属長は、所属の職員が死亡したときは、職員死亡報告書(別記様式第4号)を作成し、健康管理責任者に送付しなければならない。

第4章 メンタルヘルス

(メンタルヘルス体制)

- 第25条 職員のメンタルヘルス対策推進のため、健康管理室に心の健康相談室を 附置し、精神科専門医を置く。
- 2 前項の精神科専門医は、警察本部長が委嘱し、職員の心の健康相談等の業務 を行うものとする。

- 3 健康管理担当者、健康管理専従者、衛生管理者等及びピアサポーター(石川 県警察職員ピアサポート実施要綱に規定する者をいう。)をメンタルヘルス担当 者とし、健康管理担当者を各所属のメンタルヘルスの責任者とする。
- 4 総括健康管理者は、カウンセラーの養成及びカウンセリング体制の充実を図るため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 健康管理専従者及びピアサポーターに対しては、メンタルヘルスに関する専門的知識・技能を習得させるため、総括健康管理者が認める機関の行う講習会に参加させること。
 - (2) メンタルヘルス担当者を対象として、精神科専門医、カウンセリングの専門家、心理学者による研修会を、少なくとも毎年1回開催すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、メンタルヘルス担当者、専門医相互間の連携の推進、その他メンタルヘルスの保持増進に関すること。

(メンタルヘルスの責任者の任務)

- 第26条 メンタルヘルスの責任者は、心の健康に不調を来したと認められる職員 の早期発見と早期回復のための措置を執るとともに、精神衛生の向上のため、 職場における良好な人間関係づくり及び勤務環境の改善に努めるものとする。
- 2 メンタルヘルスの責任者は、心の健康に不調を来したと認められる職員に対し必要に応じて、精神科専門医を紹介して治療に当たらせるものとする。 (メンタルヘルス担当者の任務)
- 第27条 メンタルヘルス担当者は、職員からの相談を受けやすい雰囲気づくりに 配意し、心の健康に不調を来したと認められる職員に対して、積極的な相談、 カウンセリングを行うものとする。
- 2 メンタルヘルス担当者は、精神衛生管理が健康に及ぼす重要性を認識し、積極的に心身医学及び精神医学についての知識、相談・カウンセリング技術の習得に努めなければならない。
- 3 メンタルヘルス担当者は、相談、カウンセリングを行うに当たっては、個人 のプライバシー保護の重要性を認識し、時、場所、手段・方法、担当者その他 事項について十分な配慮を行わなければならない。

(心の健康に不調を来し休業した職員の職場復帰支援)

- 第27条の2 所属長は、心の健康に不調を来し休業した職員の円滑な職場復帰と 再発防止を図るため、健康管理責任者、警務部警務課長及び関係医療機関等と 連携して、当該職員の職場復帰を支援するものとする。
- 2 前項の職場復帰支援に関し必要な事項は、別に定める。 (ストレスチェック)
- 第27条の3 ストレスチェックは、全職員を対象に、年1回以上実施しなければ ならない。
- 2 前項のストレスチェックに関し必要な事項は、別に定める。 第5章 健康管理指導区分の指定等 (審査会)
- 第28条 本部に、石川県警察職員健康管理審査会(以下「審査会」という。)を置

く。

- 2 審査会は、次に掲げる事項を審査するものとする。
 - (1) 健康管理指導区分の指定又は変更に関すること。
 - (2) 療養者の就業の適否に関すること。
 - (3) その他健康管理上必要と認めること。
- 3 審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 委員長は総括健康管理者をもって充てる。
- 5 委員は、健康管理責任者、警察本部長が委嘱する医師及び警察本部長が必要 と認めた者をもって充てる。
- 6 委員長は会務を掌理し、委員会を代表する。ただし、委員長に事故あるとき は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(審査会の招集等)

- 第29条 審査会は必要に応じて警察本部長がこれを招集するものとし、委員長を 議長とする。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くこ とができる。
- 5 急を要し、審査会を招集する暇がないときは、持ち回り又は書面による審査 により審査会に替えることができる。
- 6 審査会の庶務は厚生課においてこれを行う。

(結核性疾患者等の指導区分)

第30条 総括健康管理者は、健康診断その他の診断の結果、結核性疾患にかかっている職員又はかかるおそれがある職員(以下「結核性疾患者等」という。)を発見したときは、審査会の意見に基づき、その者の指導区分を別表2に従って決定する。

(生活習慣病疾患者、精神障害疾患者その他の疾患者の指導区分)

第31条 総括健康管理者は、健康診断その他の診断の結果、生活習慣病疾患、精神障害疾患その他の疾患にかかっている職員又はかかるおそれがある職員を発見したときは、審査会の意見に基づき、その者の指導区分を別表3に従って決定する。健康診断によらないで発見したときも、また同様とする。

(指導区分決定の結果通知)

第32条 総括健康管理者は前2条の規定により指導区分を決定したときは、文書により所属長に通知するものとする。

(指導区分による管理措置)

- 第33条 所属長は、前条による通知を受けたときは、その職員に指導区分を示す とともに、健康管理責任者及び健康管理専従者と密接な連絡を保ち、治療、療 養、勤務制限その他指導区分に応じた管理措置を執らなければならない。
- 2 前項の管理措置の基準は、結核性疾患者等については別表2、生活習慣病疾

患者、精神障害疾患者その他の疾患者については別表3の定めるところによる。

3 指導区分の指定を受けた職員は、医師及び健康管理担当者の指示に従い、健 康の回復に努めなければならない。

(指導区分の変更)

- 第34条 前条の管理措置を受けている職員は、病状が回復又は悪化し、指導区分の変更を希望するときは、健康管理担当者を経由して所属長に申し出るものとする。
- 2 所属長は、前項の申出を受けた場合又は指導区分の変更の必要があると認めた場合は、指導区分変更願(別記様式第5号)により総括健康管理者に申請しなければならない。
- 3 総括健康管理者は、前項の申請があったときは、新たに健康管理審査会の意見に基づき、指導区分を決定し、第32条の規定に準じて所属長に通知するものとする。

第5章の2 過重労働対策

(過重労働対策)

- 第34条の2 健康管理責任者は、所属長及び関係部門と連携の上、職員の過重労働による健康障害を防止するため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 過重勤務者の把握及び面接指導等に関すること。
 - (2) 面接指導等の結果の記録に関すること。
 - (3) 過重勤務者の健康保持のための必要な措置に関すること。
- 2 前各号に掲げるもののほか、過重労働対策に関し必要な事項は、別に定める。 第6章 感染症に対する措置

(感染症発生時及び事後の措置)

- 第35条 職員は、本人又は本人と同居している者が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症をいう。以下同じ。)に罹患し、若しくはその疑いがあるときは、直ちに所属長に届出なければならない。
- 2 所属長は、前項の届出を受理した場合及び庁舎、寮その他の施設において感染症が発生したときは、直ちに感染症患者発生報告書(別記様式第6号)により、総括健康管理者を経由して警察本部長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、感染症罹患者の転帰が認められたときは、速やかに感染症患者転帰報告書(別記様式第7号)により、総括健康管理者を経由して警察本部長に報告しなければならない。

第7章 健康の保持及び増進

(健康増進施策の企画)

第36条 総括健康管理者は、勤務環境の改善、レクリエーション・体育活動その 他行事の積極的推進、講習会・研修会の開催、その他の職員の良好な健康状態 を保持、増進させるための施策を企画するものとする。

(所属長の責務)

第37条 所属長は、前条の企画に基づき、職員の健康状態を把握の上、その実態

に即して継続的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

2 所属長は、第6条第3項各号に規定されている事項について、企画及び実施 等その推進を図るものとする。

附則

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。 附 則(平成11年2月1日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月27日警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。 附 則(平成17年8月16日警察本部訓令第24号)

- 1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に使用している用紙については、当分の間なお従前の 様式のものを用いることができる。この場合においては、必要な事項を追記す るものとする。

附 則 (平成18年2月27日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月12日警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月26日警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成28年5月1日から施行する。

附 則(令和3年2月1日警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第18条関係)

特別健康診断

健 康 診 断 名	対 象 職 員				
有機溶剤等特別健康診断	科学捜査研究所員				
特定化学物質特別健康診断	特定化学物質業務従事者				
高気圧業務特別健康診断	アクアラング隊員				
電離放射線特別健康診断	電離放射線業務従事者				
鉛特別健康診断	拳銃特練員				
船舶乗務員特別健康診断	船舶乗務員				
情報機器作業特別健康診断	情報機器作業従事者				
深夜業務従事者特別健康診断	三交替制勤務者				
航空機操縦士特別健康診断	航空機操縦士				
レーザー光線特別健康診断	レーザー光線業務従事者				
B型肝炎検査・ワクチン接種	血液感染危険業務従事者				

別表 2 (第30条、第33条第 2 項関係) 結核性疾患の健康管理指導区分、管理措置

	指導		管	理 措 置
指導区分	区分	病状区分	医療管理	勤 務 管 理
要療養	A 1	1 滲出性傾向極め て強く、病巣増悪 のおそれが多いと 認めるもの 2 排菌を証明する もの	1 入院加療を原則とし療養に専念させる。	(1) 就業を禁止し、休養を与える。 (2) 健康管理責任者、健康管理専従者による生活及び療養指導を行う。家族検診を励行させる。
	A 2	1 病状安定し、直 接医療を必要とし ないが、なお定期 的観察を必要とし 勤務への準備状態 となったもの	1 通院加療とし、療養に専念させる。	(1) おおむねA-1に準じて 指導を行う。
要軽業	B 1	1 る	1 通る。2 3 時2 1 を3 お3 お4 さる。	(1) 医師の指示による通院加療が確実に行い得るよう、積極的に時間的余裕を与える。 (2) 夜間勤務は一切禁止する。 (3) 術科訓練の実施、超過勤務は命じないように対しるともに、過労を伴う勤務はさせない。 (4) 必要がある時は、勤務時間短縮措置を考慮する。 (5) 私生活においても、休息、睡眠を十分とるよう指導する。
	B 2	1 増殖性傾向強く、 ほとんど病勢固定するも、なお、再発再 燃のおそれがあると 認められるもの 2 外科的療法後2年 以内のもの 3 結核性蓄水消退後 1年以内のもの	1 後定の診る 増場に診密さ 傾3精け 性、度受がらりを がらり がった	(1) おおむねB-1に準じて 勤務及び私生活の指導を行 う。

要注意	C 1	1 硬化性病巣があって、病巣が大きいか て、病巣が広い場合 2 外科的療法を受け たが、なお病巣が残 されている場合	1 3 精け外の期都を。化けいのでは、 1 1 を。法、断検せのでは、 1 1 を。法、断検せのでは、 2 後定のでは、 3 では、 3 では、 4 では、 5 では、 5 では、 6 では、 7 では、 7 では、 7 では、 8 では、 8 では、 8 では、 8 では、 8 では、 9 では、	(1) 通院治療については、勤務に支障のないよう計画的に支障のないよう計画的に実施させるとともに注射服薬は正確に行わせる。 (2) 勤務はおおむね通常勤務でよいが、個々の勤務内容をよく勘案し、超過勤務は必要最小限度に止め、かつ継続的な勤務は避けさせる。 (3) 術科訓練の実施は、極く軽度のものを除き命じない。 (4) 私生活においては、休息睡眠を十分とるよう指導する。
要注意又は初感染	C 2	1 再なというでのというでのというでのというでののというでののというでののというでのののですがれる。 1 再なり、 1 中でのののでのののでのののでのののでのののでのののでのののでのののでのののでの	1 断検せ で	(1) 勤務は通常勤務でよいが、職場における休憩時間の活用及び私生活に起を十分とるようにないで休息をして実施した。(2) 術科訓練は原則として療法、が後の指導する。(2) 術科はいがになり、外科してなり、大きなの症例についてと程度を後の症例についてと程度を決定する。(3) 術科の選手として特別訓練を継続することを避ける。
治癒又は 未 感 染	D 2	1 硬化性病巣である が、小病巣で再発用 が、小おそれがほとん どないと認められる もの 2 石灰性病巣である が、気と認められる もの 2 石灰性病巣である が、な多数療法ともの 3 外科的を 以内のもの 4 外科的療法後5年 以上を経過するも	1 の診る 2 性の期でを 2 性の期でを 2 性の期でを 2 性の期でを 2 を 2 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 を 6 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 8 を 8 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9	(1) 勤務について特に規制を 行わないが過労の防止、生 活規制による再発の防止及 び発見に努めるため、特に 生活指導に重点を置く。

		しい機能障害を残し ているもの 5 ツ反応が陰性又は 擬陽性のもの		
既往性健康	D 3	1 過去に結核性病巣 を有していたが完全 に吸収がて2年以し、無所 見となって2年以上 経過病巣全くがと記 の 2 病巣全とを しられの 3 小範囲の硬化性病 以上全 以上を 以上を はあめで 3 単又はあるで はあるで はあるで はあるで はないな はないな に に に に に に に に に に に に れ に に に に れ に に れ に に れ に に れ と れ に れ に	1 定期健康診断の都度精密検査を受けさせる。	(1) 通常健康者として扱い、 積極的な管理を行う必要は ないが再発の可能性及び診 断精度の点から健康者とは 区別する。

別表 3 (第31条、第33条第2項関係)

生活習慣病疾患、精神障害疾患、その他の疾患の健康管理指導区分、管理措置

松漢豆八	指導	地 宁 甘 淮		管		理	措	置			
指導区分	記号	判定基準	2	· 療	管	理	勤	務	管	理	
要療養	A	医師による直接 の医療行為を必要 とし、勤務を免除 するもの	1	-		目宅にお 厚念させ	(1)	就業 養に専		止し、 せる。	療
要軽業	В	医師による医療 行為を受けさせる 必要があり、勤務 を軽減するもの	2	せる。	内に精	三専念さ	(2) (3) (4) (5)	る勤 勤さ 間 動さ 間 動き 間 動き の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	、免直びい直を動る。動き	する。 務、 る 数 数 数 数 の の の の の の の の の の の の の	う間をで、
要注意	C 1	随時医師の診断を受けるか、継続的な経過の観察を必要とするが、勤務はほぼ普通どれのの	ဢ	せる。	内に精	ご努めさ 情密検査	(6) (7) (8)	勤務及 免除又 原則 連続し る。	びはとたに夜等を	咸 て 務 で る 張 避 日 、	き。のけ 直術
	C 2	経過の観察を必 要とするが、勤務 はほぼ普通どおり に行ってよいもの	4	定期的		必要な検 せる。	(9)	長期な勤務		たる逅 ける。	別激
無制限	D	平常生活でよい もの	5	定期的 査を受り		必要な検 せる。	(10)	普通	勤務と	する。)

別記様式第1号(第10条関係)

衛生記録

所	属	長	健康管					
	年	月	日	曜日	衛生管理 (衛生推定			
	所属人員	ŧ		人	長期犯	療養者等		人
	実	施	項	目	実	施	結	果
1	健康異	常者の	発見・	処置				
2	執務環	境の調	查					
3	勤務条	 件・施	設等の	改善				
4	衛生 •	救急用	具等点	検整備				
⑤	衛生教	 育・健	康相談	等				
6	負傷疾	 病、死	亡等統	計作成				
7	職務上	 の記録	:整備					
₹0	の他参考	事項						

別記様式第2号(第12条関係)

健康管理委員会設置報告書

第 号 年 月 日

総括健康管理者 殿

所 属 長 名

石川県警察職員の健康管理に関する訓令第12条第3項の規定に基づき、当 所属における健康管理委員会を組織したので、下記により報告します。

記

名	称	00	○○健	康管理委	員会		
組織年	月日		套	声 月	日		
職	名	階	級	氏	名	備	考
委員	長						
衛生管	理者						
衛生推	進者						
健康質	理医						
委	員						
"							
"							
"							

別記様式第3号(第12条関係)

健康管理委員会開催記録表

所	属	長	健康管理	理担当者			
開日	催時			月 日 午(前・後 時 <i>2</i>	<u>(</u>)	記録者	(職・氏名) 記録者
開催場	揚所						
		(出席	常者氏名)				
出欠制	10000000000000000000000000000000000000						
ш 八 1	Л -10L						
		(欠牌	(者氏名)	·			
審議丬	犬況						
(備者	等)						

別記様式第4号(第24条関係)

第号年月日

健康管理責任者 殿

所 属 長 名

職員死亡報告書

		3	死 亡	職員	の	状	況		
所属			階級		職名			職員	
72171-4		ı		T				番号	
氏	名			生年月	E	年	月	日台	生(歳)
死	亡		年	月	日死	亡	診断	名	
年月日	日時	午前	•後	時 分5	頁(几	見る	こなる病	名)	
死亡し	したほ	寺の状							
況及び	び場所	斤							
死亡記る過ぎ	去の治	名に係 台療等							
健康の	の状態	元	検診の	受診					
			定期的	建康診断			年	月	日受診
			人間	ドック	(医	瘡療機	年 関名)	月	日受診
			(検討	診の結果)					
			(本生	年度の指導	尊区分))			
			(指達	尊区分で	要治療	・要律	観察等と	こなっこ	た病名)
			(生)	舌習慣病の	の状況))			
その代の既行の関係を表現しています。	也参え	等事項 生況、 党等)							
備		考							

年 月 日

総括健康管理者 殿

指導区分変更願

発病 下記職員の健康状態について、このたび 回復 したので、指導区分の変更を願いた 悪 化

く、関係書類を添え申請します。

記

係名及び	職名	氏	名	年齢	現判定年月日	新判定年月日	所属意見
勤務種別	階級		71	1 111	現指示区分	新指示区分	/// //A/IEC//U

年 月 日

警察本部長 殿

(総括健康管理者殿)

(所属長)

感 染 症 患 者 発 生 報 告 書

	職員	階級 住所		係名 氏名 年月日	· · ·生
患者	家 族 (同居人)	続柄 勤務先学校等	生	氏名 年月日	· · ·生
		,	自覚症状	年 丿	月 日 時頃
病名			又は発病 - 時期場所	(場所)	
初 診 年 月 日			診断した医	医 師 名	1
病 名 決 定 年 月 日			- 療機関医師 の住所氏名	医療機関の	
隔離年月日	年	月 日	時 分	隔離確認者	
隔離場所					
発 生、感 染					
の 経 路 等					
処 置 状 況 [消毒・検便] 予防接種等]					
保健所通報日時		年	月 日	時	分
保健所員職氏名		保健所(職)		(氏名)	
備 考					

[※] 庁舎、寮等で発生した場合もこの様式に準じて作成・報告すること。

年 月 日

警察本部長 殿 (総括健康管理者殿)

(所属長)

感 染 症 患 者 転 帰 報 告 書

患	者	職		階級 住所				系名 手月日	氏名	•	•	・生		
		家(同居	族昌人)	続柄 勤務先		氏名 生年月日						· 生		
病	名					感経								
初年月	診日						診断した医 療機関医師			幾関・ 币 名	 			
病決定年月	名日						主所氏		医療機関の住 原		 			
隔離年月	日		年	月	日	時		分	隔離和	雀認者	 			
隔離場	所													
転帰等年月						転帰等の 区 分			治癒、死亡()	
就 勤(予定年 月	至)				年		月		日					
就勤後の健 管理上の措														
参 考 事	項													

[※] 庁舎、寮等で発生し使用を再開する場合もこの様式に準じて作成・報告すること。